

# 『中小企業会計研究』投稿規程

中小企業会計学会  
学会誌編集委員会

## 1. 投稿資格

投稿者は、原則として中小企業会計学会員でなければならない。共同執筆の場合は、少なくとも1人が会員であり、その会員が主導する研究であることを要する。ただし、学会誌編集委員会より依頼する場合は、この限りではない。

## 2. 原稿の言語

日本語または英語のいずれかとする。

## 3. 掲載区分

『中小企業会計研究』には、以下の6つの掲載区分を設ける。(1)～(4)の掲載区分で投稿を希望する者は、投稿申込書に必要事項を記載したうえで、投稿を行う。ただし、「査読無論文」と「研究ノート」への投稿を希望する場合には、原則として、中小企業会計学会全国大会において自由論題報告を行っていることを投稿条件とする。なお、各掲載区分の詳細については、別表（掲載区分表）を参照のこと。

- (1) 査読付論文
- (2) 査読無論文
- (3) 研究ノート
- (4) 事例解説
- (5) 招待論文
- (6) その他

投稿する論文等は、中小企業会計あるいはその周辺領域に関連するものであり、未刊行かつ他誌に投稿中でないものに限る（ただし、ディスカッションペーパーの類は公刊とみなさない）。

同一著者を第1著者とする投稿は1つに限る。ただし、招待論文と、他の掲載区分の組み合わせに限り、同一著者を第1著者とする投稿が2つになることは認められる。なお、同一著者を第1著者としなない複数の投稿は可能だが、投稿された原稿を掲載するか否かは、学会誌編集委員会で決定する。

〔別表〕掲載区分表（4 ページに拡大版あり）

掲載区分	掲載区分の説明・原稿の内容・形式	査読の有無	投稿者による掲載区分の希望	学会報告の要件	会員資格	仕上がり 頁数（目安）
(1)査読付論文	中小企業会計あるいはその周辺領域に関わる 学術論文のうち、査読を希望する論文 特に新規性・有用性・信頼性を有し、完成度の 高い学術論文	有り	可能	無し	必要	最大 16 頁
(2)査読無論文	中小企業会計あるいはその周辺領域に関わる 学術論文のうち、査読を希望しない論文 特に新規性・有用性・信頼性を有する学術論文	無し	可能	原則、自由論題報告での報告	必要	最大 12 頁
(3)研究ノート	中小企業会計あるいはその周辺領域に関わる 学術論文 新規性・有用性・信頼性あるいは完成度が必ず しも高くはないもの	有り／無し	可能	原則、自由論題報告での報告	必要	最大 10 頁
(4)事例解説	中小企業会計あるいはその周辺領域に関わる 具体的な企業事例・会計業務等について解説 した原稿	無し	可能	無し	必要	最大 8 頁
(5)招待論文	① 統一論題報告者に対して、査読無しで掲 載を学会誌編集委員会が認めた論文	無し	不可能	統一論題報告の場合は有り。 なお、査読を希望した場合は、 査読付論文の区分へ移動も可	問わない	最大 12 頁
	② 学会誌編集委員会の推薦により掲載する 論文等	無し	不可能	学会誌編集委員会推薦の場合 は、有無を問わない	問わない	その都度 決定する
(6)その他	書評、制度等の解説、紹介、学会発出のコメント 等	無し	不可能	無し	不要	その都度 決定する

(注1) いずれの掲載区分を選択する場合でも、学会誌編集委員会による「審査」を受ける必要がある。学会誌編集委員会は、審査の結果、内容及び形式面において、『中小企業会計研究』への掲載に問題がないかどうかを判断する。

(注2) 査読を希望し、掲載不可となった場合の対応

①投稿者が統一論題報告者以外の場合：査読の結果、査読付論文としての掲載が不可となった場合、投稿者は学会誌編集委員会に対して、「査読無論文」、「研究ノート」（査読無研究ノートに限る）、事例解説のいずれかとしての掲載を求めることができる。ただし、学会誌編集委員会は、査読結果報告書の内容をふまえて、掲載の可否を決定する。

②投稿者が統一論題報告者の場合：投稿者から学会誌編集委員会に対して、「招待論文」としての掲載希望が出された場合には、投稿論文を「招待論文」として掲載する。

#### 4. 掲載の可否

いずれの掲載区分を選択した場合でも、内容および形式面において、学会誌編集委員会による「審査」が行われる。審査を通過しない場合、学会誌への掲載は認められない。

審査を通過した場合、査読を伴う掲載区分の場合には、査読結果の評点や加筆修正状況等を考慮して掲載の可否を学会誌編集委員会が決定する。査読を伴わない掲載区分の場合にはそのまま掲載が認められる。

#### 5. 著作権

掲載論文の著作権は、原則として中小企業会計学会に帰属する。ただし、著作権に関する諸問題は、著者の責任において処理する必要がある。

著者は、自身の掲載論文を複製または転載することができる。ただし、その旨を学会誌編集委員長宛に届け出て、許可を得るとともに転載先には出典を明記する必要がある。著者所属機関等の第三者から、WEB サイト（機関リポジトリ）等において本学会誌掲載の論文等の複製、配布、公開等に係る著作権の利用許諾要請があった場合は、学会誌編集委員会において審議し、適当と認めたものについてその利用を許諾する。ただし、その場合は著者（共著者がいるときは代表の著者1名）の承諾を得るものとする。

6. 原稿頁数等

「中小企業会計研究執筆要領」を参照すること。

7. 原稿の校正

原稿の著者校正は、原則として初校のみとする（内容の変更は原則として認めない）。

8. 原稿受付期間

具体的な日程は、学会ホームページ (<http://www.jaasme.org/>) にて、告知する。

9. 投稿方法

応募原稿は電子メールの添付ファイルによって提出することとし、送付先となる電子メールアドレスは別途、学会ホームページにて、告知する。

(附則)

1 本投稿規程は、平成 27 年 8 月 27 日より実施。

2 令和元年 8 月 18 日改正。

3 令和 5 年 11 月 10 日改正。

掲載区分	掲載区分の説明・原稿の内容・形式	査読の有無	投稿者による掲載区分の希望	学会報告の要件	会員資格	仕上がり 頁数(目安)
(1)査読付論文	中小企業会計あるいはその周辺領域に関わる 学術論文のうち、査読を希望する論文 特に新規性・有用性・信頼性を有し、完成度の 高い学術論文	有り	可能	無し	必要	最大16頁
(2)査読無論文	中小企業会計あるいはその周辺領域に関わる 学術論文のうち、査読を希望しない論文 特に新規性・有用性・信頼性を有する学術論文	無し	可能	原則、自由論題報告での報告	必要	最大12頁
(3)研究ノート	中小企業会計あるいはその周辺領域に関わる 学術論文 新規性・有用性・信頼性あるいは完成度が必ず しも高くないもの	有り/無し	可能	原則、自由論題報告での報告	必要	最大10頁
(4)事例解説	中小企業会計あるいはその周辺領域に関わる 具体的な企業事例・会計業務等について解説 した原稿	無し	可能	無し	必要	最大8頁
(5)招待論文	① 統一論題報告者に対して、査読無しで掲 載を学会誌編集委員会が認めた論文	無し	不可能	統一論題報告の場合は有り。 なお、査読を希望した場合は、 査読付論文の区分へ移動も可	問わない	最大12頁
	② 学会誌編集委員会の推薦により掲載する 論文等 書評、制度等の解説、紹介、学会発出のコメン ト等	無し	不可能	学会誌編集委員会推薦の場 合は、有無を問わない	問わない	その都度 決定する
(6)その他		無し	不可能	無し	不要	その都度 決定する

(注1) いずれの掲載区分を選択する場合でも、学会誌編集委員会による「審査」を受ける必要がある。学会誌編集委員会は、審査の結果、内容及び形式面において、『中小企業会計研究』への掲載に問題がないかどうかを判断する。

(注2) 査読を希望し、掲載不可となった場合の対応

① 投稿者が統一論題報告者以外の場合：査読の結果、査読付論文としての掲載が不可となった場合、投稿者は学会誌編集委員会に対して、「査読無論文」、「研究ノート」(査読無研究ノートに限る)、事例解説のいずれかとしての掲載を求めることができる。ただし、学会誌編集委員会は、査読結果報告書の内容をふまえて、掲載の可否を決定する。

② 投稿者が統一論題報告者の場合：投稿者から学会誌編集委員会に対して、「招待論文」としての掲載希望が出された場合には、投稿論文を「招待論文」として掲載する。